



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

海外出願支援事業

～2026年度 事業概要のご案内～

特許・商標等の海外出願に要する費用の一部を補助します。

【海外出願支援事業】

「補助金・助成金」 本事業は、道内中小企業者等にご活用いただける補助金です。

対象者	補助内容	補助対象となる出願	主な補助対象経費
<h2>道内の中小企業等</h2> <p>①補助希望の出願が海外での権利が成立した場合、取得した権利を活用した事業展開を計画していること。</p> <p>②補助希望の商標登録に関し、外国における抜け駆け対策の意思があること。</p>	<p>特許 上限 150万円</p> <p>実用新案、意匠、 商標 上限 60万円</p> <p>抜け駆け対策商標 上限 30万円</p> <p>補助率 1/2以内</p>	<ol style="list-style-type: none">1.パリ条約等に基づき優先権主張等を行う国際出願2.PCT国際出願による各国への国内移行出願3.ハーグ協定に基づく意匠の外国出願4.マドリッド協定議定書に基づく商標の国際出願	<ul style="list-style-type: none">・外国特許庁への出願手数料・現地代理人費用・国内代理人費用・翻訳費用

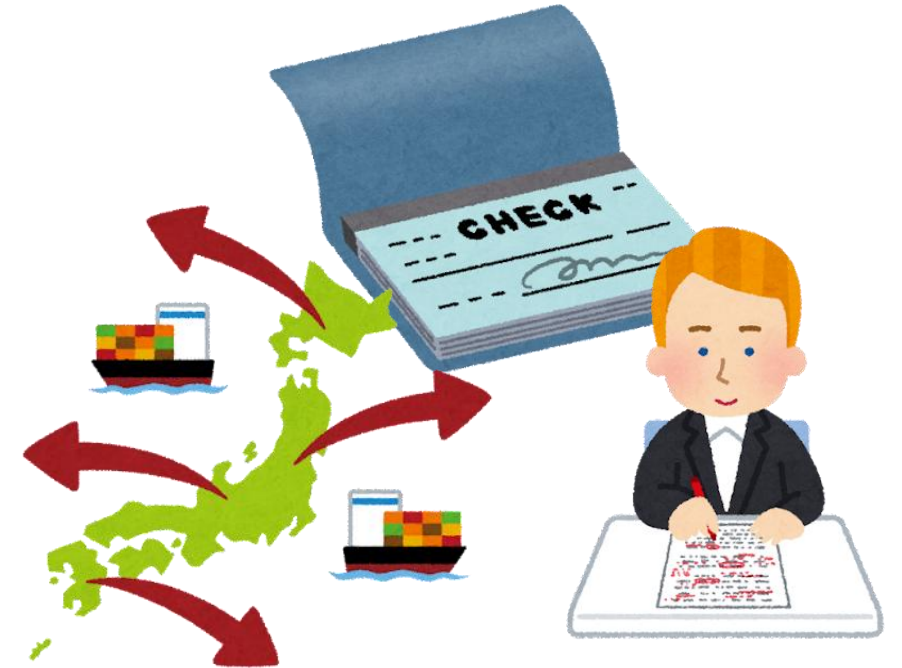
【海外出願支援事業】

活用事例

海外での事業展開を目的として、既に日本で取得済みの医薬品の特許について、優先権を主張して外国出願を行う。

対象経費

- 出願国特許庁への出願手数料
- 翻訳費用
- 国内代理人費用
- 現地代理人費用

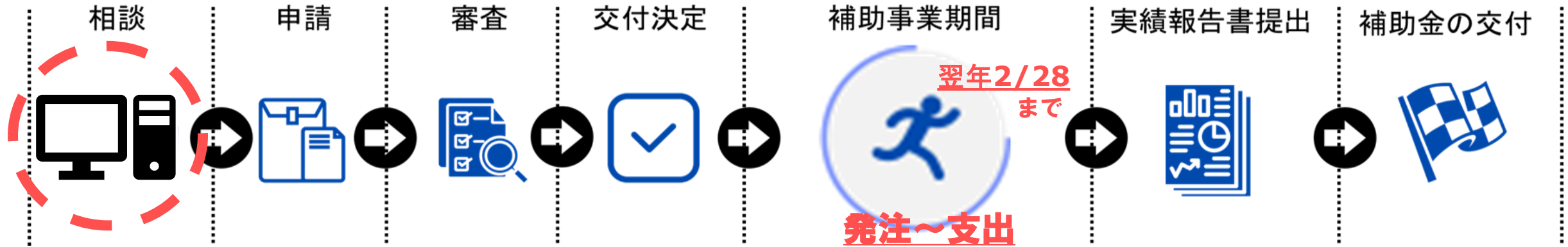


本事業活用による効果

顧客からの信頼性を高め、ブランド価値の維持・向上に繋がります。模倣品対策だけでなく技術力のアピール、信用力を担う基盤を構築することが期待できます。

【海外出願支援事業】

交付までの流れ



- ・ 補助金入金は**事業完了後**『精算払い』
- ・ **交付決定前**の支出は**対象外**となる
- ・ 国や道の補助金との**重複受給が不可**のものもあり
- ・ 募集期間、応募方法は当センターのホームページにて公開

対象要件・経費・申請書内容の確認等の事前相談も承りますので、
まずは当センターへお気軽にご連絡ください。

【海外出願支援事業】

ご不明な点や募集期間等はお気軽にお問い合わせください。
また、当センターホームページに事業概要を掲載していますのでご覧ください。

お問合せ先

- **企業振興部 企業振興G**

- 相談フォーム <https://6ba0e801.form.kintoneapp.com/public/grants-form>

- E-mail jyoseishien@hsc.or.jp

- U R L <https://www.hsc.or.jp>



北海道中小企業総合支援センター
ホームページ



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター